

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和4年度 白岡市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	13	アセトニトリル	1	10	630	15	630	0	0
1	53	エチルベンゼン	6	4	93,700	7	2,100	0	91,600
1	80	キシレン	9	1	655,630	2	3,030	0	652,600
1	88	六価クロム化合物	1	10	1,000	14	1,000	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	7	3	555,600	3	0	0	555,600
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	5	5	107,900	6	0	0	107,900
1	300	トルエン	9	1	2,010,000	1	526,000	0	1,484,000
1	392	ノルマル-ヘキサン	4	7	466,000	5	0	0	466,000
1	400	ベンゼン	4	7	88,000	8	0	0	88,000
1	438	メチルナフタレン	1	10	3,100	12	3,100	0	0
3	29	フタル酸ジメチル	1	10	2,000	13	0	0	2,000
3	33	ニ-ブトキシエタノール	1	10	4,000	11	0	0	4,000
3	35	メタノール	5	5	28,000	9	21,000	0	7,000
3	36	メチルイソブチルケトン	1	10	5,000	10	0	0	5,000
3	37	メチルエチルケトン(別名 MEK)	4	7	532,000	4	532,000	0	0
合計			—	—	4,552,560	—	1,088,860	0	3,463,700

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。